

山梨県の融資制度のご案内

事業承継支援融資

株式や事業用資産の取得に要する費用、M&Aに要する費用等、事業承継のための資金が必要となった際にご利用いただける融資です。

融資対象	(1) 中小企業経営承継円滑化法に基づく県の認定を受けて事業承継を行う者（認定を受けた中小企業の代表者個人も融資対象） (2) 事業引継ぎ支援センター又は専門家（税理士、公認会計士、中小企業診断士等）の支援を受けて事業承継計画を策定し、実行する者 (3) M&Aにより事業承継を行う者
資金使途	運転資金 及び 設備資金（土地取得資金は対象外）
限度額	設備資金 1億円 運転資金 5,000万円 ※一企業限度 1億円
融資利率	1.5% ※金利の他に、信用保証協会の保証料が必要です
保証料率	0.125%～0.95%（県の1/2補助後の料率）
担保・保証人	金融機関又は信用保証協会の定めるところによります。 （保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要）
償還期間	設備資金 10年以内（2年以内の据置を含む） 運転資金 5年以内（1年以内の据置を含む）
申込書類	借入申込書の他に、財務書類、商工会等の診査書、納税証明書、事業承継計画書等の書類が必要となります。 ※診査書については、商工会議所又は商工会にご相談ください。
その他	事業承継全般については、「事業引継ぎ支援センター」へお問い合わせください。事業承継に関する各種相談を受け付けています。 電話：055-243-1888（やまなし産業支援機構内）

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行

他にも利用目的に応じた融資を用意しております。

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所	県庁別館3階 産業振興課
相談時間	9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）
電話番号	055-223-1554（直通）

問い合わせ先

山梨県 産業労働部 産業振興課
TEL 055-223-1537（直通）